

各 位

相続開始時のカードローン取扱いについて

遠賀信用金庫（本部：遠賀郡岡垣町、理事長：岡部憲昭）は、当金庫カードローンについて、相続の開始を理由に、期限の利益を失ったとして、相続人に対して被相続人の債務の全額を直ちに一括で返済するよう求めない取扱いを行いますので、下記の通り、お知らせします。

今後もお客様本位の観点より、内部体制の整備を行ってまいります。

記

1. 対象となるカードローン商品

- ・ 一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローン
- ・ 株式会社オリエントコーポレーション保証付カードローン
- ・ アイフル株式会社（旧株式会社ライフ）保証付カードローン
- ・ 株式会社九州しんきんカード（旧九州しんきんジェーシービー）保証付カードローン
- ・ 信金ギャランティ株式会社保証付カードローン

2. 取扱い開始日

2023年1月4日（水）

3. 相続開始時のお手続き

万が一相続が発生した場合は、当金庫営業店窓口へご相談ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

〈会社概要〉 遠賀信用金庫 / <https://www.shinkin.co.jp.onga/>

〈所在地〉 福岡県遠賀郡岡垣町東山田二丁目3番3号

〈事業内容〉 信用金庫業

〈連絡先〉 本部 業務統括部 / 093-281-1570（担当:土岐・安東）